

# 5 割引・減免(わいびき・げんめん)

**?** と あ さき かくじぎょうしゃ  
 問い合わせ先：各事業者

## ★ JR・県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引制度

| こうつう<br>交通<br>きかん<br>機関                | わりびきたいしょう くふん<br>割引対象の区分                             |                                     | けんしゆ<br>券種                              | わりびきりつ<br>割引率 |              |
|--|--|-------------------------------------|---|---------------|--------------|
|  |  |                                     |   | ほんにん<br>本人    | かいごしゃ<br>介護者 |
| てつどう<br>鉄道<br>JR・<br>してつ<br>私鉄<br>(※2) | てちょう<br>手帳A<br>だいしゆ<br>(第1種)                         | たんどくりよう<br>単独利用                     | ふつう<br>普通(※1)                           | 50%           |              |
|  |  | かいごしゃあり<br>介護者有                     | ふつう ていき<br>普通・定期<br>かいすう きゆうこう<br>回数・急行 | 50%           | 50%          |
|  | てちょう<br>手帳B<br>だいしゆ<br>(第2種)                         | たんどくりよう<br>単独利用                     | ふつう<br>普通(※1)                           | 50%           |              |
|  |  | かいごしゃあり<br>介護者有<br>さいみまん<br>(12歳未満) | ていき<br>定期                               | (※4)          | 50%          |
| けんない<br>県内<br>バス                       | てちょう てちょう<br>手帳A・手帳B<br>だいしゆ だいしゆ<br>(第1種・第2種) (※3)  | ふつう<br>普通                           | 50%                                     | 50%           |              |
|  |  | ていき<br>定期                           | 30%                                     | 30%           |              |
| タクシー                                   | てちょう だいしゆ てちょう だいしゆ<br>手帳A (第1種)、手帳B (第2種)           | (メーター料金)                            | 10%                                     |               |              |
| こうくう こくないせん<br>航空(国内線)                 | かくうん そうじぎょうしゃ また ろせん こと<br>各運送事業者又は路線によって異なることがあります。 |                                     |   |               |              |
| ふね<br>船                                | じぎょうしゃ と あ<br>事業者にお問い合わせください。                        |                                     |   |               |              |

(※1) 片道100kmを超える場合

(※2) 各運送事業者又は路線によって異なる場合があります。事業者にお問い合わせください。

(※3) JRバスは、第1種について、本人・介護者とも乗車券が50%の割引、第2種について、本人のみ50%割引です。

• 高速バス・市町の自主運行バス等対象外の路線があります。また、バスICカードについては、1年ごとに更新が必要です。

(※4) 同乗の場合に限り、本人も割引となる事業者もあります。

- 旅客運賃割引制度を利用する際は、ルールを守ってご利用ください。
- 割引乗車券は、発売窓口で療育手帳を提示して購入してください。
- 第1種又は第2種の証明がない療育手帳を提示しても割引が適用されません。種別表記がない場合は、療育手帳交付窓口へ問い合わせ、証明を受けるようにしてください。
- 小児(12歳未満)については、小児定期券及び小児航空券に対して、本人の上記割引は適用されません。

• 県内バスの定期券を購入するときは、療育手帳を提示してください。なお、複数の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して割引は適用されません。

• タクシー運賃の割引を受けるときは、療育手帳を提示してください。

• タクシー運賃は、市町により別途助成制度を実施しているところがあります。

ゆうりょうどうろ りょうきんわりびき  
★ 有料道路の料金割引

と あ さき なかにほんこうそくどうろ かぶ

問い合わせ先：中日本高速道路(株) 0120-922-229 (052-223-0333)

じゅうど ちてきしょうがいしゃ てちょう だい しゅ かた じょうしゃ いどう かいごしゃ じどうしゃ

重度の知的障害者(手帳A・第1種)の方が乗車して、その移動のために介護者が自動車を

うんでん ばあい うんこうりょうきん わりびき わりびき う じぜんとうろくてつづ ひつよう

運転する場合に運行料金の50%が割引されます。割引を受けるには、事前登録手続きが必要  
になります。詳しくはお住まいの市町に御相談ください。

ほうそうじゅしんりょう げんめん  
★ NHK放送受信料の減免

と あ さき しちょうしゃ

問い合わせ先：NHK視聴者コールセンター0570-077-077

ちてきしょうがいしゃ かた かぞく ゆう かぞくぜんいん しちょうそんみんぜい ひかせい せたい じゅしんりょう めんじょ

知的障害者の方を家族に有し、家族全員の市町村民税が非課税の世帯は受信料が免除にな

ります。また、重度の知的障害者(手帳A)の方が世帯主で受信契約者の場合は受信料が

はんがくめんじょ す しちょう しょうがいふくしたんとうか しょうめい う しんせい

半額免除になります。お住まいの市町の障害福祉担当課で証明を受けて、NHKに申請して

ください。

むりょうばんごうあんない あんない  
★ NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう しかくしょうがい きゅう したいふじゅう

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳(視覚障害1~6級と肢体不自由

じょうし たいかん にゅうようじきいぜん ひしんこうせい のうびょうへん うんどうきのうしょうがい きゅう

(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)1、2級)のい

ずれかの交付を受けている方が、NTT西日本へご登録いただくと電話番号案内が無料で利用で

きます。

もうしこ てつづ ぐたいてき りょうほうほう にしにほん ごそうだん

申込みの手続きや具体的な利用方法はNTT西日本(0120-104174)に御相談ください。

けいたいでんわきほんしりょうどう わりびき  
★ 携帯電話基本使用料等の割引

しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ う かた

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方

けいたいでんわ きほんしりょうどう わりびき

の携帯電話の基本使用料等が割引となります。

ぐたいてき わりびき ないよう りつ てつづ とう けいやく でんわがいしゃ ごそうだん

具体的な割引の内容・率や手続き等は契約している電話会社に御相談ください。

ちゅうしゃきんしじょがいひりょうどう と あ さき かくけいさつしよこうつう だいいち か  
★ 駐車禁止除外標章 問い合わせ先：各警察署交通(第一)課

じゅうど ちてきしょうがいじ しゃ てちょう かた つうがく つうえん つういん かいものとう さい かいごしゃ じどうしゃ

重度の知的障害児(者)(手帳A)の方が通学・通園・通院・買い物等に際して介護者の自動車

どうじょう ばあい こうあんいんがい ちゅうしゃきんしきてい てきょう じょがい せいど くわ

に同乗する場合に、公安委員会の駐車禁止規定の適用が除外される制度があります。詳しく

けいさつしよまどぐち ごそうだん

は警察署窓口に御相談ください。

けんりつしせつ りょうりょうきん げんめん  
**★ 県立施設の利用料金の減免**

たいしょうしゃ りょういくてちょうしょじしゃ かいごしゃ ひとり  
 対象者：療育手帳所持者とその介護者（1人）

| たいしょうしせつ<br>対象施設   | しょざいち でんわばんごう<br>所在地・電話番号   | げんめんそち たいしょうこうちく<br>減免措置の対象項目 |
|--|---|-------------------------------|
| けんりつびじゅつかん<br>県立美術館  | 〒422-8002 静岡市駿河区谷田53-2<br>TEL (054) 263-5755                                  | かんらんりょう<br>観覧料                |
| ふじのくにちきゅうかんきょうし<br>ミュージアム  | 〒422-8017 静岡市駿河区大谷5762<br>TEL (054) 260-7111                                  | かんらんりょう<br>観覧料                |
| けんすいさんぎじゅつけんきゅうじょ<br>県水産技術研究所<br>ふじょうそんじょう<br>富士養鱒場  | 〒418-0108 富士宮市猪之頭579-2<br>TEL (0544) 52-0311                                  | かんらんりょう<br>観覧料                |
| けんすいさんぎじゅつけんきゅうじょ<br>県水産技術研究所<br>はまなこぶんじょうはまなこ<br>浜名湖分場浜名湖<br>たいけんがくしゅうしせつ<br>体験学習施設「ウォット」 | 〒431-0214<br>はままつしにしくまいさかちょうべんてんじま<br>浜松市西区舞阪町弁天島5005-3<br>TEL (053) 592-2880 | りょうりょうきん<br>利用料金              |
| けんえいとしこうえん<br>県営都市公園   |   |                               |
| しずおかけんふじさん<br>静岡県富士山こど<br>もの国  | 〒417-0803 富士市桑崎1015<br>TEL (0545) 22-5555                                     |                               |
| あしたかこういきこうえん<br>愛鷹広域公園   | 〒410-0001 沼津市足高202<br>TEL (055) 924-8878                                      |                               |
| しずおかけんくさなぎそうごう<br>静岡県草薙総合<br>運動場   | 〒422-8008 静岡市駿河区栗原19-1<br>TEL (054) 261-9265                                  |                               |
| よしだこうえん<br>吉田公園  | 〒421-0302 吉田町川尻4036-2<br>TEL (0548) 33-1420                                   |                               |
| おがさやまそうごうらんどこうえん<br>小笠山総合運動公園  | 〒437-0031 袋井市愛野2300-1<br>TEL (0538) 41-1800                                   |                               |
| えんしゅうなだかいひんこうえん<br>遠州灘海浜公園   | 〒430-0844 浜松市南区江之島町<br>1706<br>TEL (053) 442-6775                             |                               |
| はまなこ<br>浜名湖ガーデンパー<br>ク   | 〒431-1207<br>はままつしにしくむらくしちよう<br>浜松市西区村櫛町5475-1<br>TEL (053) 488-1500          |                               |
| けんりつすいらいじょう<br>県立水泳場   | 〒421-2116 静岡市葵区西ヶ谷<br>357-2<br>TEL (054) 296-3675                             | りょうりょうきん<br>利用料金              |
| ふじすいらいじょう<br>富士水泳場   | 〒417-0801 富士市大淵266<br>TEL (0545) 35-6022                                      | りょうりょうきん<br>利用料金              |
| けんぶどうかん<br>県武道館  | 〒426-0067 藤枝市前島2-10-1<br>TEL (054) 636-2332                                   | りょうりょうきん<br>利用料金              |

にゅうえんりょうまた  
 入園料又は  
 りょうりょうきんなど  
 利用料金等  
 (詳細は各公園  
 事務所へお問い合わせ  
 ください)